

令和8年度 宮崎市所管スポーツ施設年間調整について

1 申込書受付期間

令和7年12月1日（月）～ 令和8年1月10日（土） **1月10日必着（郵送の場合）**

2 年間調整で取り扱う行事

- (1) 公共団体、スポーツ競技団体、企業体等の主催行事を対象とします。
- (2) 年間行事として、使用場所を確定しておかなければ、開催に支障を来す行事とします。
- (3) 競技施設単位で、午前・午後・夜間のうちの2区分以上を連続して、使用する行事とします。
- (4) 宮崎市及び（公財）宮崎市スポーツ協会が主催する、全市民を対象とした「スポーツ教室」及び「講座」も含みますが、この場合には、2区分以上の使用制限はありません。

3 対象施設

(A) スポーツランド推進課所管	(B) 公園緑地課所管
・生目の杜運動公園 ・清武総合運動公園 ・天ヶ城公園 ・北部土地区画整理事業記念体育館 ・南部土地区画整理事業記念体育館 ・佐土原体育館 ・田野体育館 ・B&G海洋センター体育館 ・清武体育館 ・加納スポーツセンター ・サンスポーツランド高岡 ・佐土原西運動広場	・阿波岐原森林公園 ・国際海浜エントランスプラザ多目的広場、テニスコート ・萩の台公園 ・大淀川市民緑地（田吉地区） ・大淀川市民緑地（大塚地区） ・大淀川市民緑地（下小松地区） ・出水口公園 ・山内川緑地

4 調整基準

同一日時において、施設に申込みが重複した場合、次の基準で調整します。

順 位	基準
第1順位	・プロスポーツキャンプ、試合等 ・「国民スポーツ大会」「全国障害者スポーツ大会」関連大会 （宮崎市国スポ・障スポ準備課が認めるもの）
第2順位	・全国及び九州規模のスポーツ大会等 ・中体連、市小体連主催のスポーツ大会等 ・市、市スポーツ協会（市スポーツ少年団本部を含む）主催のスポーツ大会等
第3順位	・市規模のスポーツ大会等、県規模のスポーツ大会等（※） ・県主催のスポーツ大会等
第4順位 （B）施設は対象外	・上記以外

※市規模のスポーツ大会等、県規模のスポーツ大会等とは、広く市民、県内外より参加者を集めた大会等とする。個人練習や練習試合は該当しない。また、限定チームで行う招待試合や大会も該当しない。

5 仮予約通知、申込取消及び変更等

- (1) 令和8年2月上旬（第1順位、第2順位のうち全国規模のスポーツ大会等、4月・5月分）
令和8年3月上旬（6月以降分）
※上記郵送にて通知します。
- (2) 仮予約後の取消申し出は、使用月の3か月前の末日までとします。
【例】使用月8月で仮予約後の取消申し出は、5月末までに行うことになります。
- (3) 仮予約通知書の申請期限は、使用月2か月前の18日までです。使用料同時納付となります。
【例】使用月9月の場合、7月18日までに使用許可申請を行ってください。
期限までに使用許可申請がない場合、仮予約を取り消します。
(使用許可申請は、大会等の準備が出来次第、期限に関わらず早めをお願いします。)
- (4) 使用許可申請後の変更・取消の場合の使用料還付は、市の条例の規定に則り、
別表（次ページ）のとおりとなります。
なお、上記（3）の期限までに大会等の詳細が未定の場合には、使用施設に連絡の上、必ず協議を行ってください。



※なお、(3)の期限までに申請が間に合わない場合は使用施設に連絡の上、大会の開催実施要項を必ず提出ください。

【別表】

使用許可申請（使用料納入）後の「変更・取消」の場合の使用料の還付について

※「変更」は、開催日数の減や使用施設の縮小の場合

施設区分	条 件	還付の割合等
体 育 館	使用日の14日前までに届出の場合	納付使用料の8割を還付
	使用日の7日前までに届出の場合	納付使用料の5割を還付
	使用日の6日前までの届出の場合	還付なし
運動公園	使用日の15日前までに届出の場合	納付使用料の5割を還付
	使用日の14日前までの届出の場合	還付なし

※ 還付金は、施設窓口で還付手続きを経て、使用許可申請者の指定した口座に振り込まれます。

上表の還付の割合等については、宮崎市立体育館条例（体育館の場合）、宮崎市都市公園条例（運動公園の場合）に規定されています。

● 体育館の利用取消の例

「使用日の7日前までに届出の場合」とは？

＜期間の遡及計算＞

体育館の使用日が9月10日の場合 7日前とは、9月2日です。

	届 出 日	7 日 前	6 日 前	5 日 前	4 日 前	3 日 前	2 日 前	1 日 前	使 用 日
9/1	9/2	9/3	9/4	9/5	9/6	9/7	9/8	9/9	9/10
								起算日	
		←							

利用取消の届出日と使用日の間に、7日間必要となります。